



2025年3月24日

各 位

会 社 名 株式会社イタミアート
代表者名 代表取締役社長 伊丹 一晃
(コード番号：168A 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部長 一ノ瀬 達也
(TEL：086-805-4150)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り2025年4月25日開催予定の第26期定時株主総会に定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の機動的な資金調達のため、変更案第6条において発行可能株式総数を5,880,000株に変更するものであります。
- (2) 株主総会を開催することが困難な場合であっても、株主総会の決議を要せずに剰余金の配当を行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会によっても行い得るよう、変更案第39条(剰余金の配当等)に変更するものであります。なお、本定款変更の効力発生後も、株主総会で剰余金の配当等を決議することができることに変わりはありません。
- (3) その他、上記変更に伴う条数や字句を変更し、併せて一部表現の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年4月25日(予定)

定款変更の効力発生日 2025年4月25日(予定)

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第 1 条 (略)	第 1 条 (現行通り)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～1 1. (略)	1. ～1 1. (現行通り)
1 2. インターネットでの <u>広告業および</u> 広告代理業	1 2. インターネットでの <u>広告業及び</u> 広告代理業
1 3. ～1 8. (略)	1 3. ～1 8. (現行通り)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 (略)	第 3 条 (現行通り)
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会 <u>および</u> 取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会 <u>及び</u> 取締役のほか、次の機関を置く。
(1) ～ (4) (略)	(1) ～ (4) (現行通り)
(公告の方法)	(公告の方法)
第 5 条 (略)	第 5 条 (現行通り)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>4, 2 0 0, 0 0 0</u> 株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>5, 8 8 0, 0 0 0</u> 株とする。
(自己株式の取得)	(削除)
第 <u>7</u> 条 <u>当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	
(単元株式数)	(単元株式数)
第 <u>8</u> 条 (略)	第 <u>7</u> 条 (現行通り)
(単元未満株主の権利制限)	(単元未満株主の権利制限)
第 <u>9</u> 条 (略)	第 <u>8</u> 条 (現行通り)
(1) ～ (2) (略)	(1) ～ (2) (現行通り)
(3) 募集株式 <u>または</u> 募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3) 募集株式 <u>又は</u> 募集新株予約権の割当てを受ける権利

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基 準 日)</p> <p>第 <u>10</u> 条 (略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>11</u> 条 (略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 <u>12</u> 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の<u>他</u>、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。</p>	<p>(基 準 日)</p> <p>第 <u>9</u> 条 (現行通り)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>10</u> 条 (現行通り)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 <u>11</u> 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の<u>ほか</u>、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>(招 集)</p> <p>第 <u>13</u> 条 (略)</p>	<p>(招 集)</p> <p>第 <u>12</u> 条 (現行通り)</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 <u>14</u> 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が<u>招集する</u>。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が<u>招集する</u>。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 <u>13</u> 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が<u>招集し、議長となる</u>。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が<u>招集し、議長となる</u>。</p>
<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 <u>15</u> 条 (略)</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 <u>14</u> 条 (現行通り)</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>又は一部</u>について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第 <u>16</u> 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合<u>のほか</u>、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上<u>に当たる多数</u>をもって行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 <u>15</u> 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1<u>以上</u>を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第20条 (略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役の選定)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 代表取締役のうち1名は社長とし、取締役会の決議によって選定する。ただし、代表取締役が1名のときは、当該代表取締役を社長とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないうで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第27条 (略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第30条 (略)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主</u>を代理人として議決権を行使することができる。この場合株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第19条 (現行通り)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役の選定)</p> <p>第20条 (現行通り)</p> <p>2 代表取締役のうち1名は<u>取締役社長</u>とし、取締役会の決議によって選定する。ただし、代表取締役が1名のときは、当該代表取締役を<u>取締役社長</u>とする。</p> <p>3 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで</u>取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第26条 (現行通り)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第27条～第29条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第<u>31</u>条 (略)</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第<u>32</u>条 <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p> <p>2 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>監査役会の日</u>の3日前までに発する。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p>3 <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の<u>手続</u>を経ないで<u>開く</u>ことができる。</u></p> <p>第<u>33</u>条～第<u>35</u>条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>38</u>条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第<u>39</u>条 (略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第<u>40</u>条 <u>当社は、<u>株主総会</u>の決議によって、<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u>に対して、<u>剰余金の配当</u>を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 <u>前項に定める場合のほか、<u>当社は、基準日</u>を定め、<u>基準日最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者</u>に対して、<u>剰余金の配当</u>を行うことができる。</u></p>	<p>(常勤監査役の選定)</p> <p>第<u>30</u>条 (現行通り)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第<u>31</u>条 (削除)</p> <p style="text-align: center;">監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日</u>の3日前までに発する。<u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続</u>を経ないで<u>監査役会を開催</u>することができる。</u></p> <p>第<u>32</u>条～第<u>34</u>条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>35</u>条～第<u>37</u>条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第<u>38</u>条 (現行通り)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第<u>39</u>条 <u>当社は、<u>取締役会</u>の決議によって、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項</u>を定めることができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、毎年1月31日又は7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当</u>（以下「<u>配当金</u>」という。）を行うことができる。</u></p> <p>3 <u>前項のほか、<u>基準日</u>を定めて<u>配当金を支払う</u>ことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第41条</u> <u>当社は、取締役会の決議により、毎年7月31日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p><u>第42条</u> <u>剰余金の配当及び前条の中間配当が、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u> (新設)</p> <p>第8章 附 則</p> <p>(定款に定めのない事項)</p> <p><u>第43条</u> (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第40条</u> <u>配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>2</u> <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p> <p>第8章 附 則</p> <p>(定款に定めのない事項)</p> <p><u>第41条</u> (現行通り)</p>